

# 訴 状

平成31年4月26日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 仲 居 康 雄

弁護士 瀬 戸 和 宏

弁護士 北 後 政 彦

弁護士 安 藤 博 規

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 320万0000円

貼用印紙の額 2万1000円

## 第一 請求の趣旨

1 被告株式会社ONE MESSAGE及び被告泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（１）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払う理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。

（１）被告株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載

（１）の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載（１）の商品にかかる売買契約に基づき支払われた売買代金相当額及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

（２）別紙商品等目録記載（１）の商品の売買代金の各支払い日から各支払い済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払義務

2 被告株式会社ONE MESSAGE及び被告泉忠司が、別紙対象消費者目録記載（２）の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払う理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を連帯して負うことを確認する。

（１）被告株式会社ONE MESSAGEと別紙対象消費者目録記載

（２）の対象消費者との間で締結された別紙商品等目録記載（２）の商品にかかる売買契約に基づき支払われた売買代金相当額及び対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

（２）別紙商品等目録記載（２）の商品の売買代金の各支払い日から各支払い済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払義務

との判決を求める。

## 第二 請求の原因

### 第1 はじめに（本件の概要）

本件は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「特例法」という。）に基づく請求である。

事案は、実際には得られない利益を誰でも確実に得られるなどと虚偽または著しく誇大な説明あるいは勧誘をして、情報商材を販売したいわゆる情報商材に関する多数消費者被害（不法行為）である。

なお、情報商材とは、インターネットの通信販売などで、副業、投資やギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことをいう（甲2）。

### 第2 当事者

#### 1 原告

原告は、内閣総理大臣から平成28年12月27日に認定を受けた、特例法第2条10号所定の特定適格消費者団体である（甲1）。

#### 2 被告

##### （1）被告株式会社ONE MESSAGE

被告株式会社ONE MESSAGE（以下、「被告ONE MESSAGE」という。）は、別紙商品等目録記載（1）及び（2）の商品の売主であり、消費者契約の相手方である事業者である（特例法3条3項2号）。

##### （2）被告泉忠司

被告泉忠司（以下、「被告泉」という。）は、別紙商品等目録記載（1）の商品で提供される情報の提供者、また同目録記載（2）の

商品の開発者を称する者、さらに同目録記載（１）及び（２）の商品の特典として契約上の債務の内容の一部とされる各セミナー、合宿、サポートなどのサービスの提供者であるが、被告ONE MESSAGEがこれらの商品等を販売・提供するに際し、その債務の履行をする事業者であり、かつ、被告ONE MESSAGEの勧誘を助長する事業者である（特例法３条３項２号）。

### 第３ 不法行為の内容

#### １ 概要

被告らは、その内容が虚偽または実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして、「仮想通貨バイブル」という名称のDVD 5巻セット（以下、「仮想通貨バイブル」という。）を勧誘、販売し、さらに、その購入者に対し、虚偽または著しく誇大な効果を説明して、「パルテノンコース」という情報商材を勧誘、販売して、原告らに、「仮想通貨バイブル」、「パルテノンコース」の各購入代金相当額の損害を与えたものである。

なお、「仮想通貨バイブル」には、有料のオプションとして、「VIPクラス」が設けられている。

#### ２ 「仮想通貨バイブル」及び「VIPクラス」

##### （１） 「仮想通貨バイブル」の勧誘内容

ア 「仮想通貨バイブル」の勧誘は、単に、「仮想通貨バイブル」DVDを購入すれば、誰でも簡単・確実に多額の利益が確保できるような期待を抱かせるような内容であった。

イ 「仮想通貨バイブル」の勧誘は、まず、ウェブサイトのURLが貼られたメールやLINEにより行われる。このメールやライ

ンに貼られたウェブサイトのURLをクリックすると、以下のよう  
な内容を含む「仮想通貨バイブル」DVD 5巻セットの勧誘の  
ウェブサイトが表示される（甲3，4）。

①

泉忠司が参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた”秘密の手  
続き”で日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクトが遂  
に始動！  
日本初公開の最新テクノロジーを利用し18歳の高校生から9  
0歳のおじいちゃんまで日給3万円～30万円の不労所得を手  
に入れたビジネスの初心者が続出中！  
絶対に今回のチャンスを逃したくないというあなたに  
塾生が3ヶ月で16億円を稼いだ暗号通貨で稼ぐ方法の全てを  
即金手法から長期投資手法まで徹底解説！  
「仮想通貨バイブル」DVD 5巻セット

② そのうえで、特典として以下の2つが付いてくるというもの  
であった。

特典1 某国家と共同開発している市場規模3兆円の新しい  
暗号通貨をセミナーで初公開（会場に来れない方も当  
日生放送し、後日撮影した動画も配信します。）

特典2 市場規模3兆円の新しい暗号通貨の代理店権利（3  
00万円相当）

ウ 「仮想通貨バイブル」DVD 5巻セットの勧誘のウェブサイト  
は、仮想通貨バイブルがどれほど素晴らしい内容で、しかもお買  
い得であるのかについて、被告泉が、「こんにちは。泉忠司です。」  
と顔写真を出したうえで以下に述べるような説明を滔々とまくし  
立て、最後に「あなたのご参加をお待ちしています。泉忠司」と

締め括り、仮想通貨バイブルの購入を積極的に勧誘している。

被告泉の仮想通貨バイブルの説明の概要は、以下の通りである。

- ① 「このサイトにたどり着いたあなたはすでに億万長者になることが約束されたも同然です。本当におめでとうございます。これからあなたに実践者がたった半年ほどの間に16億円も稼いでしまった日本初公開の最新の方法をお伝えしていこうと思います」

「この教材は「暗号通貨で稼ぐ」ことに特化した世界初の教材」であり、「「お金を稼ぐ」という部分だけに徹底的に特化しているのが特徴」だとする。そして、「2週間で100万円など短期的な稼ぎ方から1万円が数年で60億円になるといった中長期的な稼ぎ方まで暗号通貨で稼ぐ方法を初心者にも分かりやすく徹底解説して」いる。「あなたも「仮想通貨バイブル」を手に入れて理想のライフスタイルを実現してください。DVDに収録されている稼ぎ方だけでもあなたの理想のライフスタイルを実現するには十分すぎる内容です」と説明している。

- ② そして、「今回に限り、あなたがより早く億万長者になるための特典をご用意しました」として、前記の特典1及び2を紹介する。

特典1については、「このセミナーに参加して市場規模3兆円の最新の暗号通貨の情報を世界最優先で受け取り、最短最速で億万長者になってください。」と説明し、特典2については「通常、このような代理店の権利は300万円～1000万円ほどが加盟金として必要です。しかし、今回はDVD発売記念ということで」と説明した上で、仮想通貨バイブルの特典としている。

③ さらに、この特典付きの仮想通貨バイブルの価格については、「100万円でも安すぎる」「塾生が3ヶ月で16億円稼いだ成果が実証済みのノウハウを詰め込まれているから30万円の参加費でもタダ同然だ」としながらも、7万円とし、その上で、10月24日の23時59分までを先行販売期間として、この期間は、特別割引価格4万9800円（税込）で提供すると説明する（甲3）。また、DVD教材という性質上、無制限に参加を受け付けることが出来ず、現時点で在庫数をはるかに上回る予約があること、次回生産の予定はないとも説明し、人気アーティストのライブチケットのように10分以内に完売になる可能性もある、それでも一般販売が行われる場合には一般価格に値上げされるとも説明している。

なお、上記の説明にもかかわらず、上記勧誘動画とは別の勧誘動画では、時期によっては「価格は7万円だが、今回は、特別に割引して5万9800円（税込）で提供する。」と説明するものもある（甲4）。

## （2）VIPクラスへの勧誘の内容

ア 上記勧誘動画では、被告泉は、仮想通貨バイブルの購入者に対し、4万8200円を追加して支払えば、今回だけ特別に「VIPクラス」にランクアップできると勧誘する。

イ 「VIPクラス」の内容は、以下の3つの「限定特典」が付くことである。

### ①「無期限の億万長者インサイダーLINEグループ」

これは、被告泉が関わっている3兆円の市場規模のある暗号通貨の情報を最優先で流すLINEを特設したもので、このLINEで被告泉と繋がっておくことで、新しい暗号通貨

が公開された瞬間に世界で一番早くその通貨を手に入れることができ、ビットコイン1万円が60億円になる「そんな奇跡的な逸話がこのLINEから生まれることになるでしょう。」と説明されている。

②「最新暗号通貨公開セミナーVIP席」（30万円相当）

VIP席には、被告泉のパートナーである暗号通貨関連の要人たちを招待する予定となっており、そういうキーパーソンから直接情報を入手できるチャンスであると説明されている。

③「泉忠司バースデーセミナーVIP席」（30万円相当）

このVIP席には各国政府の要人や企業の重役、海外の財閥家の方々も世界中から駆けつけるので、普通ならどれだけお金を払っても手に入らないVIP人脈を一夜にして手に入れることができると説明されている。

ウ　そしてVIPクラスにランクアップするための費用について、「実際、僕の友人たちに話をしてみたところ、1000万円でも絶対に買うという方がたくさんいました。」と言いながら、「今回のプロジェクトの「より多くの人に暗号通貨を正しく知ってもらい数千人の億万長者を生み出す」という趣旨から、4万8200円だとしている。

なお、上記の「仮想通貨バイブル」の価格を5万9800円としている別の動画では、「VIPクラス」の価格は3万8200円としている。

(3) 「仮想通貨バイブル」、「VIPクラス」勧誘の違法性

ア 「仮想通貨バイブル」の実際の内容

上記勧誘にもかかわらず、実際の「仮想通貨バイブル」DVD

5巻の内容は、①仮想通貨の仕組み・必要性・日本で普及しない理由といった制度の概要についての説明、②仮想通貨での稼ぎ方については購入時と売却時の差額で利益を確保する、取引所によってレートが異なるのでその差額で利益を得る、未公開の段階で購入し市場公開時との差額で稼ぐといった抽象的な説明、③投資の王道としてパルテノン式に20本程度の投資・収益の柱をたてリスクを分散し利益を確保（その中には仮想通貨も位置づけるべき）といった、具体性のない極めて抽象的かつ断片的な内容に過ぎず、勧誘における被告泉の説明を聞いた一般人が期待を抱くような、誰でも簡単に確実に多額の利益が確保できるような内容では全くなかった。

また、その価格についても、本来、100万円の価値があるなどとしながら、先行販売期間は4万9800円で販売し、この期間が経過すると、一般販売価格7万円と言っているが、実際には、5万9800円で販売したりもしており、7万円で販売した実績もなく、一般消費者をして有利誤認を招くものであった。

#### イ 「VIPクラス」の実際の内容

「VIPクラス」限定の上記特典については、それらのセミナーやLINEグループに参加しても、そもそも基となる「仮想通貨バイブル」の内容は、全く勧誘内容に反した抽象的かつ断片的なものに過ぎず、到底、これをもって利益を得られるはずのないものであるから、「VIPクラス」によっても、やはり「仮想通貨バイブル」同様、誰でも簡単、確実に多額の利益が確保できるような情報は得られない。

また、「VIPクラス」限定特典2及び3については、その価格が、それぞれ30万円相当（合計60万円相当）と説明されて

いるが、実際は、この価格で、最近相当期間に販売された実績はなく、「VIPクラス」特典1もあわせて4万8200円として表記することは、一般消費者をして、その価値判断を誤らせるものであり、違法である。

なお、前述のように、「VIPクラス」参加費については、3万8200円という価格でも販売されている。

#### ウ 小括

以上のように、「仮想通貨バイブル」の勧誘における説明は、「仮想通貨バイブル」を購入すれば、そこに納められているノウハウを利用することにより、誰でも簡単に確実に多額の利益を得られるとの誤解を与えるもので、その価格についても、販売実績のない非現実的な価格を表示した上で、この価格を基に特別に廉価で販売するなど述べており、このような勧誘は、虚偽、あるいは少なくとも著しく誇大な効果を強調して説明をしたものであって、違法である。

また、「仮想通貨バイブル」のオプションとなる「VIPクラス」についても、上記の通り、基となる「仮想通貨バイブル」の内容が、全く勧誘内容に反した抽象的かつ断片的なもので、到底、「VIPクラス」に参加しても、これをもって「仮想通貨バイブル」だけを購入した場合より有利に利益を得られるはずのないものであり、さらに、価格について販売実績の無い価格との比較をしてその価値を誤らせたもので、やはり、違法である。

### (4) 損害及び因果関係

#### ア 売買代金相当額

「仮想通貨バイブル」及び「VIPクラス」を販売するに際して行われた勧誘の内容や説明は、契約締結の意思を決定付ける重

要な事実・要素であるところ、購入者は、このような違法な勧誘により誰でも簡単、確実に多額の利益が得られるものと誤信して、別紙商品等目録記載（１）の商品を購入して、代金相当額の損害を被ったのであるから、これら違法な勧誘と、別紙商品等目録記載（１）の商品の代金相当額の損害とは、相当因果関係がある。

#### イ 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、対象消費者と特定適格消費者団体との授権契約によって決まるが（特例法７６条）、特定認定に際し特定適格消費者団体は費用報酬規程を定める必要があり、それが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないことが特定認定の要件になっている（特例法６５条４項６号）。

このように、制度上、対象消費者は本件制度で被害回復する場合には、特定適格消費者団体の報酬及び費用を支払うべきこととされている。そして、本件のような少額請求は、本制度によらなければ請求することが困難なものである。したがって、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、相当因果関係のある損害である。

なお、その報酬及び費用の額は現時点で不明であるが、その具体的算定方法は、簡易確定手続に際し、特定適格消費者団体により通知・公告される（特例法２５・２６条）。

#### （５）まとめ

よって、別紙商品等目録記載（１）の商品の販売に際して行われた勧誘は、商品の内容や価格といった重要な事項につき、虚偽または著しく誇大な効果を強調した説明がなされた違法なものであり、かような説明を信じて代金を支払った購入者に対する関係で不法

行為となり、購入者が支払った売買代金相当額及び特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額が損害となる。

### 3 「パルテノンコース」

#### (1) 「パルテノンコース」の勧誘内容

ア 「パルテノンコース」の勧誘は、別紙商品等目録記載(1)の商品の購入者に対して、「パルテノンコース」の内容を勧誘説明するURLが配信され、これをクリックして現れるウェブサイトで行われる。その勧誘の動画において被告泉及び訴外松本らにより説明された内容は、以下のとおりである(甲5, 6)。

イ 「パルテノンコース」は、被告泉がイスラエルの企業と組んで開発したもので、「最先端の人工知能と金融工学の技術を使い開発された「ハイスピード自動AIシステム」であり、この「ハイスピード自動AIシステム」を使ってお金を稼ぐためにやることは簡単な初期設定だけで、初期設定さえ済ませれば、あとはAIつまり人工知能が、あなたに代わり24時間、365日、あなたのお金を増やし続けると説明されている。したがって、難しくできない、時間が無くてできない、作業を続けられない、ということはなく、このシステムを使うことにより、誰でも暗号通貨で稼ぐことができ、そのスピードが2倍、3倍、さらには5倍、10倍とアップして利益を得られるというシステムである、このシステムは、完全に完成しており、実証結果も15名の5万円の資金が10日で平均40万円になったなどと説明されている。

ウ さらに、このハイスピード自動AIシステムは、1000万円相当の価値があるが、「パルテノンコース」は、このシステムの外に特典として、①2日間の実戦型合宿 ②3ヶ月間のサポート

も付いた上、本来の価値の20分の1の49万8000円で販売する、1日7万円稼げるので7日で元がとれるなどと説明する。

このパルテノンコースを購入すると、投資サイトにログインできるパスワードが付与される。

## (2) 勧誘内容の違法性

ア しかし、ハイスピード自動AIシステムの実態は、AIが何らかの判断をして取引するわけではなく、「パルテノンコース」を使用している他のトレーダーを「パルテノンコース」購入者が自ら選び、そのトレーダーの行っている取引をなぞって取引をするだけのシステムである。もとより、イスラエルの企業と組んで開発したり、最先端の人工知能と金融工学の技術を使い開発したりするようなものではなく、到底、被告らが自賛するような「自動AIシステム」の名に全く値しない。選んだトレーダーがAIを使用しているとは限らないし、トレーダーには実際、AIを利用しているとは思われない「パルテノンコース」の購入者も含まれるなど極めて杜撰なものであった。

イ また、その価格についても、内容が上記のとおり極めて杜撰なものであるから、到底1000万円もの価値があるはずもなく、値引きなど安価と誤信させるものに過ぎない。

したがって、上記勧誘は、重要な事項につき、虚偽あるいは少なくとも著しく誇大な効果を強調して説明をしたものであって、違法である。

## (3) 損害及び因果関係

ア 「パルテノンコース」の販売をするに際して行われた勧誘の内容や説明は、契約締結の意思を決定付ける重要な事実・要素であるところ、購入者は、このような違法な勧誘により、最新のAI

技術により誰でも簡単、確実に多額の利益が得られるものと誤信して、別紙商品等目録記載（２）の商品を購入して、代金相当額の損害を被ったのであるから、これら違法な勧誘と、別紙商品等目録記載（２）の商品の代金相当額の損害とは、相当因果関係がある。

イ 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用  
上記２（４）イと同旨。

#### （４）まとめ

よって、別紙商品等目録記載（２）の商品の販売に際してなされた勧誘は、商品の内容や価格といった重要な事項につき、虚偽または著しく誇大な効果を強調した説明がなされた違法なものであり、かような説明を信じて代金を支払った購入者に対する関係で不法行為となり、購入者が支払った売買代金相当額及び特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額が損害となる。

## ４ 責任原因

### （１）被告ONE MESSAGE

被告ONE MESSAGEは、別紙商品等目録記載（１）及び（２）の商品を販売するに当たり、上記の通り、虚偽または著しく誇大な効果を強調した説明や勧誘をし、購入者をして商品の効果や価値を誤信させて販売したものであり、購入者に対し、不法行為責任を負う（民法７０９条、特例法上第３条３項２号）。

### （２）被告泉忠司

被告泉は、被告ONE MESSAGEが別紙商品等目録記載（１）及び（２）の商品を販売するに際して、同目録記載（１）及び（２）での特典として契約上の債務の内容の一部とされる各セミナー、合

宿、サポートなどの履行をする事業者であり、被告ONE MESSAGEと協力して、別紙商品等目録記載（１）及び（２）の商品の販売の勧誘に際し、上記のとおり虚偽または著しく誇大な効果を強調した説明をして、その違法な勧誘の動画に出演し、あるいは作成を指導しまたは作成に協力するなどしたものであり、被告ONE MESSAGEが別紙商品等目録記載（１）及び（２）の商品を違法に販売したことにつき、被告ONE MESSAGEと共同不法行為の責任を負う（民法719条、特例法第3条3項2号）。

#### 5 請求する損害の内容

##### （１）対象消費者目録記載（１）の対象消費者の損害

- ア 別紙商品等目録記載（１）の商品の購入代金相当額及びVIPクラスに申し込んだ者は、その申込代金相当額
- イ 特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額

##### （２）対象消費者目録記載（２）の対象消費者の損害

- ア 別紙商品等目録記載（２）の商品の購入代金相当額
- イ 特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額

#### 第4 訴訟要件

##### 1 対象消費者の数の見込み（多数性）

対象消費者目録記載（２）の対象消費者は、別紙商品等目録記載（１）の商品を購入した対象消費者目録記載（１）の対象消費者のうち、別紙商品等目録（２）の商品を購入した者であるところ、原告に相談を寄せている対象消費者目録記載（２）の対象消費者だけで40名もいる。

よって、本件において多数性に欠けることはない。

## 2 支配性

本件で対象となる対象消費者は、別紙商品目録記載（１）及び（２）の商品の購入者であり、購入に至った経緯については、同目録記載（１）の商品については、購入者に対し、インターネットを通じて提供された虚偽あるいは著しく誇大な効果を強調した説明を真実だと誤信したことであり、同目録記載（２）の商品は、同目録記載（１）の商品の購入者に対して配信した動画情報であり、購入の動機はこれらの情報を信じたからであって、個別性はほとんど無く、簡易確定手続きにおいて、書面審理で迅速になしえない事態は想定できない。

また、損害についても別紙商品等目録記載（１）又は（２）の商品の購入代金及び特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額であって、やはり、簡易確定手続きにおける書面審理で迅速になし得るし、被告ONE MESSAGEにおいて、購入者も購入代金も把握している。

よって、本件において支配性に欠けることはない。

## 第5 まとめ

よって、請求の趣旨記載の判決を求める。

## 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

## 付 属 書 類

- |   |  |               |
|---|--|---------------|
| 1 | 訴状副本   | 2 通           |
| 2 | 証拠説明書  | 正本 1 通 副本 2 通 |
| 3 | 甲各号証   | 正本 1 通 副本 2 通 |
| 4 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第二条第三項に定められた資料 | 1 通           |
| 5 | 履歴事項全部証明書  | 2 通           |
| 6 | 訴訟委任状  | 1 通           |

## 対象消費者目録

- (1) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録(1)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者
  
- (2) 被告株式会社ONE MESSAGEとの間で、平成28年10月1日以降、別紙商品等目録(2)の商品に係る売買契約を締結し、同契約に基づき代金を支払った消費者

## 商品等目録

(1) 仮想通貨バイブルDVD 5巻セット

VIPクラスへの参加を含む

(2) パルテノンコース

「ハイスピード自動AIシステム」及びこれに付帯するサービス